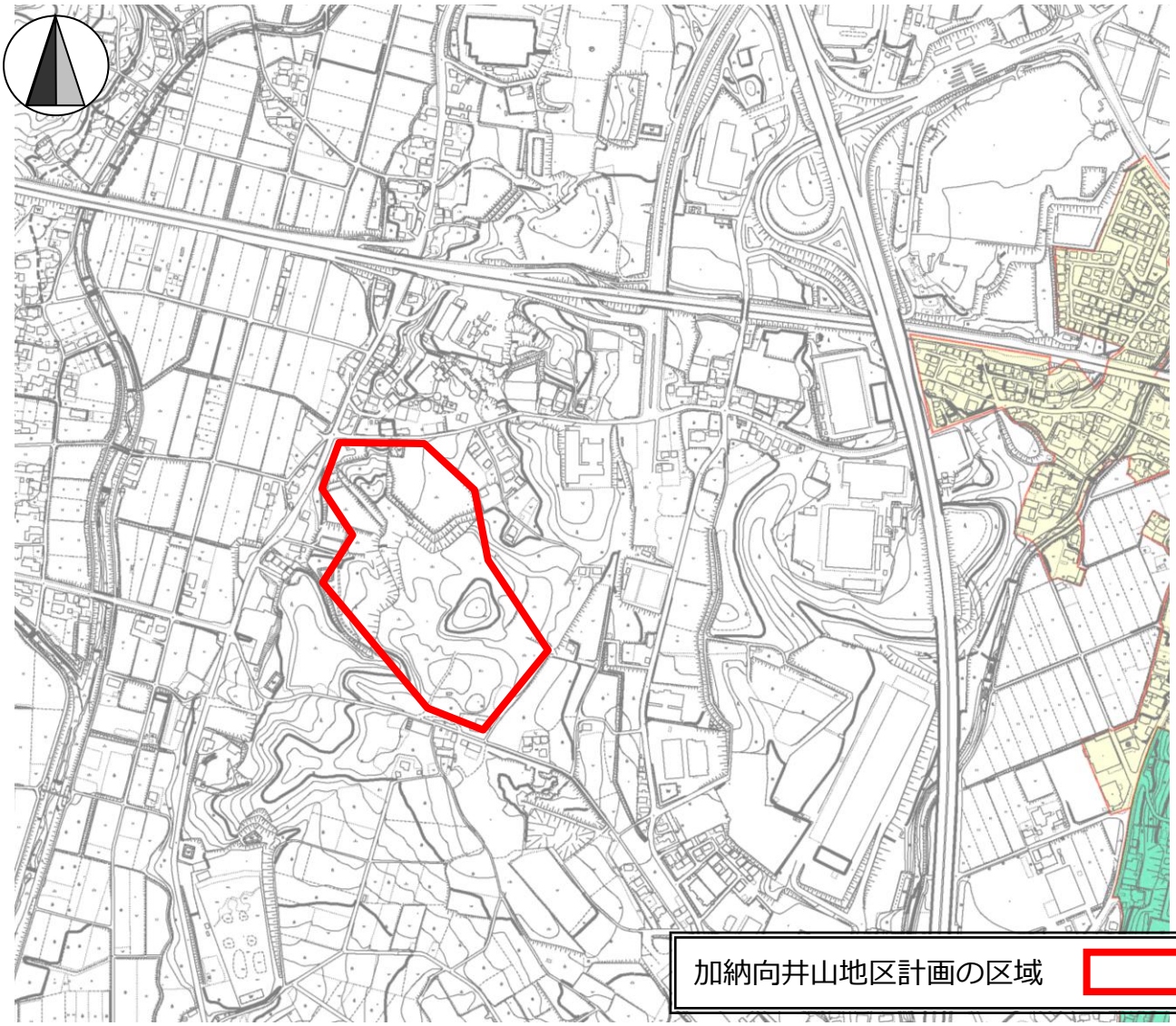
地区計画のルール

か　の　う　む　か　い　や　ま

加納向井山地区

【令和８年９月３０日告示】

名　　称	加納向井山地区計画
位　　置	豊田市加納町向井山の一部
面　　積	約 7．4ha



加納向井山地区計画の目標

利便性の高い立地条件を活かし、物流拠点として良好な環境を構築するとともに、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図ることを目標とします。

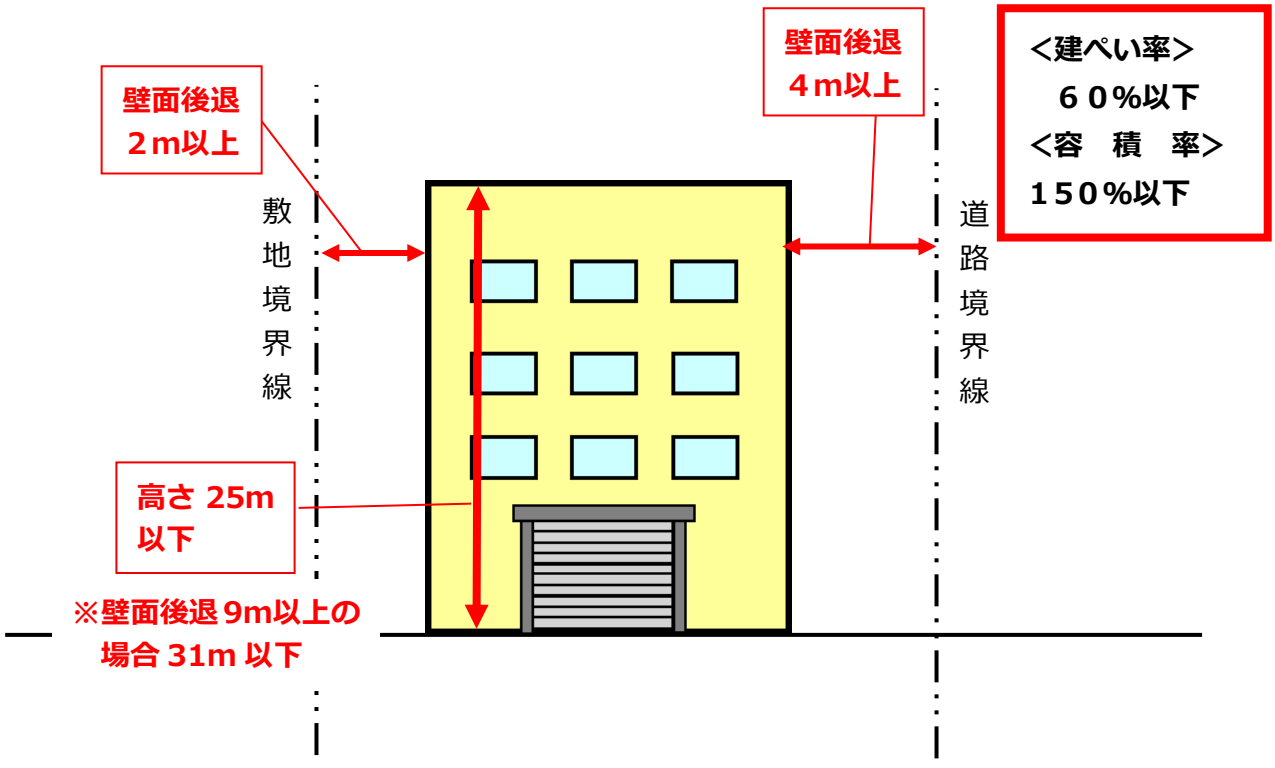
《加納向井山地区計画における建物に関するルール》

加納向井山地区では、以下の内容が建物について定められています。

① 用途の制限
② 建蔽率・容積率の最高限度
③ 敷地面積の最低限度
④ 壁面の位置の制限
⑤高さの制限
⑥形態・意匠の制限

区域内で建築できる建物は、工場、倉庫及び荷さばき場等となります。

屋根や壁の色は、豊田市景観計画に基づき、周辺の環境と調和したものとしましょう。



敷地面積は**９，０００㎡以上**とします。

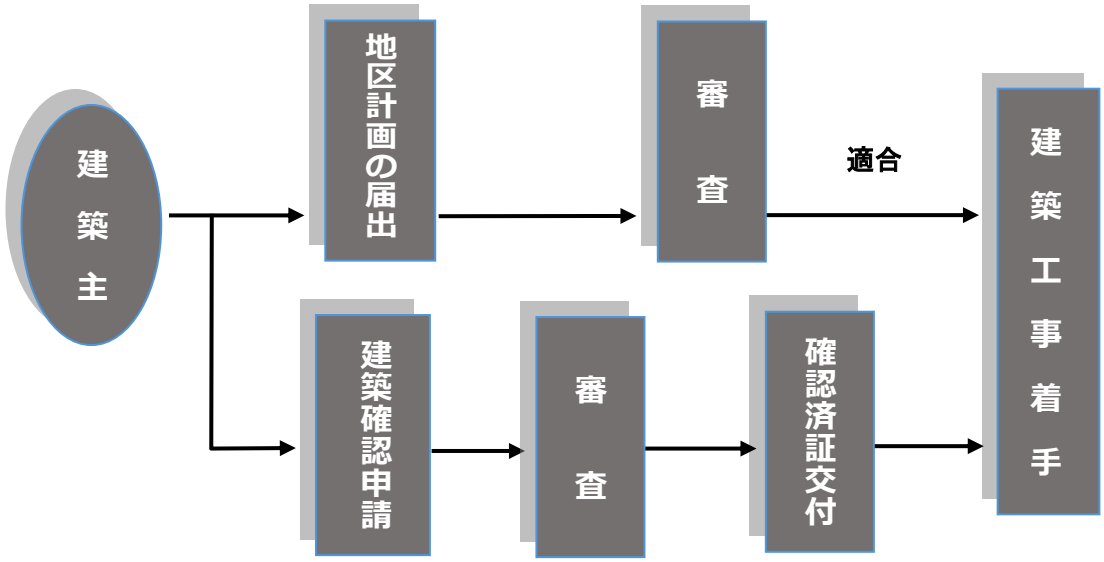
加納向井山地区計画のルール

<table>
<tr><td rowspan="11">地区整備計画</td><td rowspan="5">地区施設の配置及び規模</td><td rowspan="2">公共空地</td><td>名称</td><td>面積</td><td>容量</td><td>配置</td></tr>
<tr><td>調整池１号</td><td>約 2,000 ㎡</td><td>約 6,300 ㎥</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="3">緑地</td><td>名称</td><td colspan="2">面積</td><td>配置</td></tr>
<tr><td>緑地１号</td><td colspan="2">約 2,300 ㎡</td><td rowspan="2">計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>緑地２号</td><td colspan="2">約 3,200 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物等に関する事項</td><td>建築物等の用途の制限</td><td colspan="4">次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
1　工場（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類Ｅ製造業に係るものに限る。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ぬ）項第三号（八の三）、（十三）（ただし、金属の粉砕は除く。）及び（十三の二）並びに（る）項第一号（一）から（二十二）まで、（二十七）、（二十九）、（三十）及び（三十一）で定めるものを除く。）
2　倉庫及び荷さばき場（豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成１８年条例第５号）第２条第７号アに規定する小規模処理施設を除く。）
3　前２号の建築物に附属するもの</td></tr>
<tr><td>建築物の容積率の最高限度</td><td colspan="4">１５／１０</td></tr>
<tr><td>建築物の建蔽率の最高限度</td><td colspan="4">６／１０</td></tr>
<tr><td>建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="4">９，０００㎡</td></tr>
<tr><td>壁面の位置の制限</td><td colspan="4">建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は２m、道路境界線までの後退距離は４m以上でなければならない。
ただし、管理（守衛）室、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、3.0m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 15 ㎡以内であるものを除く。</td></tr>
<tr><td>建築物等の高さの最高限度</td><td colspan="4">２５m。ただし、建築物の後退距離を 9m以上とした場合は、３１mまでとすることができる。</td></tr>
<tr><td>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td colspan="4">建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。
1　建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。</td></tr>
</table>

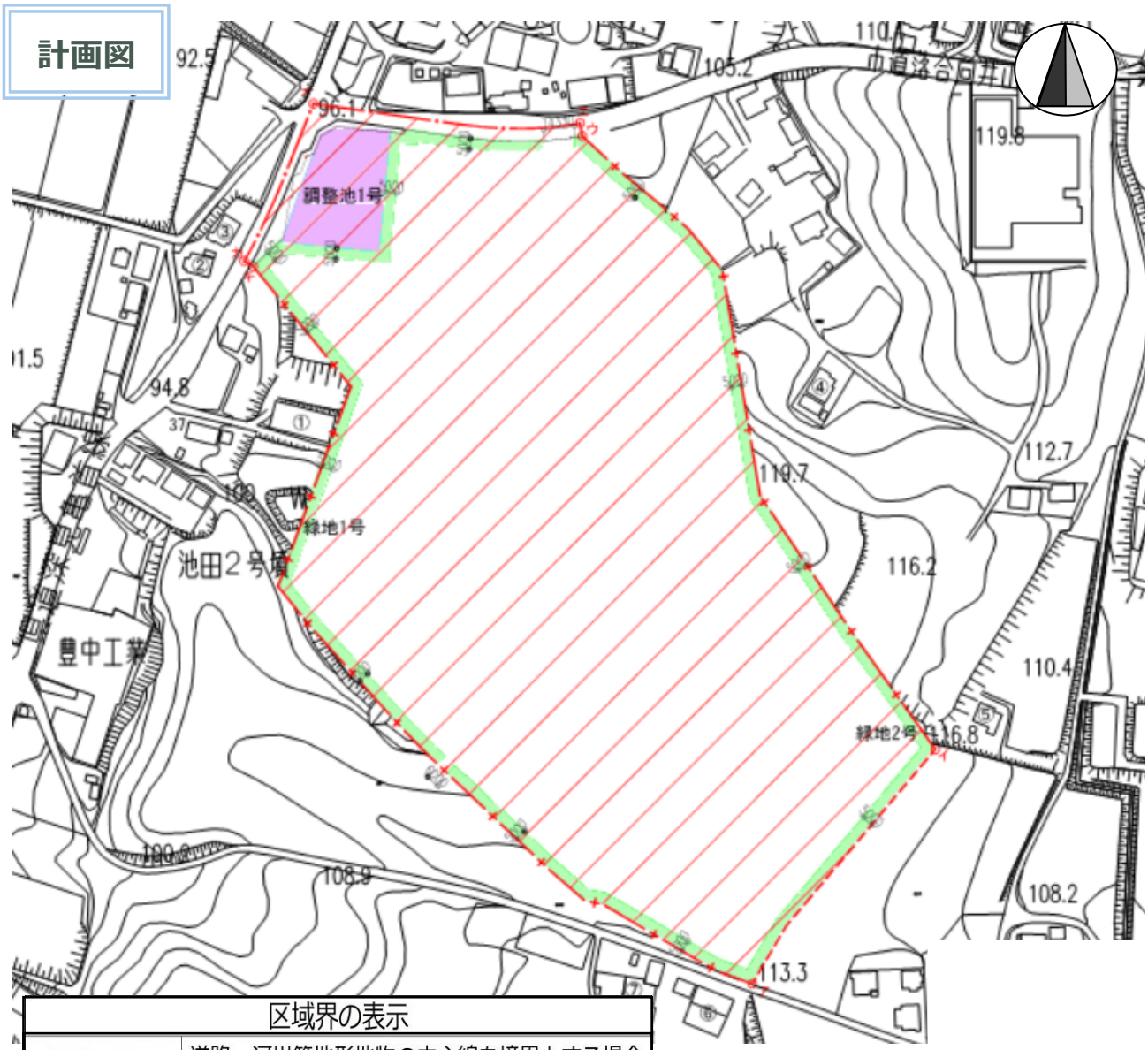
土地の利用に関する事項	地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 1　非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2　除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3　枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4　仮植した木竹又は植替のための木竹の伐採 5　測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 6　乗入口及び管理用通路等計画上やむを得ない部分の木竹の伐採（ただし、乗入れ幅は一箇所につき１２m以下とする） 7　その他市長が認める行為

届出勧告制度について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、**３０日前**までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



計画図



区域界の表示	
―・―	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
――	字界、町界等の行政界を境界とする場合
―+―+―	その他の場合

地区計画凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区施設（緑地）
	地区施設（調整池）

ア～イ点間は、字界とする。
イ～ウ、キ～ア点間は、筆界とする。
ウ～エ、カ～キ点間は、道路中心線への垂線とする。
エ～カ点間は、道路中心線とする。

お問合せ
豊田市役所都市計画課　０５６５－３４－６６２０